3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県阿蘇郡南小国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南小国町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

南小国町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県諫早市小長井町古場字平新田三一一の一、三一一の一二から三一一の一七まで、三一一の二〇、三一一の二一、字山神谷三二八、三三四の二、三三四の五から三三四の九まで、三五三の一から三五三の三まで、西海市大瀬戸町雪浦小松郷字本谷ノ平一四四五の一（次の図に示す部分に限る。）、字追込口一四四六の二、一四四六の三、一四四六の五、大瀬戸町雪浦河通郷字小野三九〇・三九〇の二・四〇八の八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇八の一三、四〇八の一四、字赤松平四一三の一〇・四一三の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四一三の三、四一三の五、四一三の六、四一三の八、四一三の九、字目一ツボウ四一五の二・四二四の二・四二五・四二六の二・四二七の二・四二八の二・四二九の一六・四二九の一七（以上八筆国有林）、四一五の一、四一七から四二〇まで、四二四の一、四二六の一、四二七の一、四二八の一、四二九の二、四二九の四、四二九の五、四二九の七から四二九の一四まで、字上木場四四七の九、字炭焼四四八の一〇から四四八の一三まで・四四九の二・四五三の二・四五六の二・四五七の三・四五七の四・四五九の三・四六〇の二・四六一の二（以上十二筆国有林）、四四八の一から四四八の九まで、四四九の一、四五三の一、四五四、四五五、四五六の一、四五七の一、四五七の二、四五九の一、四五九の二、四六〇の一、四六一の一、字木場平四七五の一一（国有林）、四六三から四六八まで、四七五の三から四七五の一〇まで、四七九、大瀬戸町雪浦小松郷字見シケノ首一四四〇の一・一四四〇の四・一四四〇の五・一四四〇の七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一四四〇の六、一四四〇の八、字出合ノ尾一四四四の一（次の図に示す部分に限る。）、一四四四の二から一四四四の五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県大村市田下町六八二、六九三、六九四、七〇六、七〇七、七一一、西海市大瀬戸町雪浦幸物郷字小麦二五八の一九、二五八の二三三、二五八の二七四から二五八の二七六まで、二五八の二七八から二五八の二八三まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎県諫早市小長井町古場字平新田三一一の一、三一一の一二から三一一の一七まで、三一一の二〇、三一一の二一、字山神谷三二八、三三四の二、三三四の五から三三四の九まで、三五三の一から三五三の三まで、西海市大瀬戸町雪浦小松郷字本谷ノ平一四四五の一（次の図に示す部分に限る。）、字追込口一四四六の二、一四四六の三、一四四六の五、大瀬戸町雪浦河通郷字小野三九〇・三九〇の二・四〇八の八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇八の一三、四〇八の一四、字赤松平四一三の一〇・四一三の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四一三の三、四一三の五、四一三の六、四一三の八、四一三の九、字目一ツボウ四一五の二・四二四の二・四二五・四二六の二・四二七の二・四二八の二・四二九の一六・四二九の一七（以上八筆国有林）、四一五の一、四一七から四二〇まで、四二四の一、四二六の一、四二七の一、四二八の一、四二九の二、四二九の四、四二九の五、四二九の七から四二九の一四まで、字上木場四四七の九、字炭焼四四八の一〇から四四八の一三まで・四四九の二・四五三の二・四五六の二・四五七の三・四五七の四・四五九の三・四六〇の二・四六一の二（以上十二筆国有林）、四四八の一から四四八の九まで、四四九の一、四五三の一、四五四、四五五、四五六の一、四五七の一、四五七の二、四五九の一、四五九の二、四六〇の一、四六一の一、字木場平四七五の一一（国有林）、四六三から四六八まで、四七五の三から四七五の一〇まで、四七九、大瀬戸町雪浦小松郷字見シケノ首一四四〇の一・一四四〇の四・一四四〇の五・一四四〇の七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一四四〇の六、一四四〇の八、字出合ノ尾一四四四の一（次の図に示す部分に限る。）、一四四四の二から一四四四の五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　鳥取県八頭郡八頭町郡家殿字大谷一

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

八日農林省告示第千百四十号、昭和五十八年八月八日農林水産省告示第千三百八十四号（三に係るものに限る。）、昭和五十八年十二月七日農林水産省告示第二千三百九十号、昭和五十九年九月八日農林水産省告示第千八百七十八号、平成六年六月十日農林水産省告示第九百二十七号（一に係るものに限る。）、昭和四十八年四月二十八日農林省告示第九百三号、昭和四十三年二月二十日農林省告示第百六十八号（四に係るものに係る。）、昭和四十六年三月二十二日農林省告示第五百四十一号、昭和四十二年五月十三日農林省告示第七百十一号（一に係るものに限る。）、昭和四十六年三月三十日農林省告示第七百十三号、昭和四十六年三月三十日農林省告示第七百十七号、昭和四十六年三月三十日農林省告示第七百十八号、昭和四十六年三月三十日農林省告示第七百十九号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦